（管理又は監督の地位にある隊員の官職）

第八十七条の二十四　法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる隊員が就いている官職とする。

一　次に掲げる隊員（防衛省職員給与法第十一条の三第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして防衛省令で定めるものを除く。）

イ　防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が二級のもの

ロ　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条において「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表㈠の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの

ハ　一般職給与法別表第六イ教育職俸給表㈠の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が四級以上のもの

ニ　一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が五級以上のもの

ホ　一般職給与法別表第八イ医療職俸給表㈠の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が三級以上のもの

ヘ　一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表㈡の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの

ト　一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表㈢の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が六級以上のもの

チ　防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける隊員であつて、その階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上のもの

二　一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表五号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

四　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

（管理職隊員であつた者の再就職の届出の対象となる地位）

第八十七条の二十五　法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める地位は、職員の退職管理に関する政令第二十八条各号に掲げる地位とする。

（防衛大臣への事前の再就職の届出）

第八十七条の二十六　法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の官職又は階級

四　離職日

五　再就職予定日

六　再就職先の名称

七　再就職先の業務内容

八　再就職先における地位

九　求職の承認の有無

十　防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

（防衛大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）

第八十七条の二十七　法第六十五条の十一第三項第二号に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令第三十条に規定する法人とする。

（防衛大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）

第八十七条の二十八　法第六十五条の十一第三項第三号に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令第三十一条に規定する法人とする。

（防衛大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人）

第八十七条の二十九　法第六十五条の十一第三項第四号に規定する政令で定める公益社団法人又は公益財団法人は、職員の退職管理に関する政令第三十二条に規定する法人とする。

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第八十七条の三十　法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）又は地方公務員（以下この号において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等となつた場合

二　法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合

三　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）又はこれに基づく命令により防衛省に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四　営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、防衛省令で定める額以下の報酬を得る場合

（防衛大臣への事後の再就職の届出）

第八十七条の三十一　法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の官職又は階級

四　離職日

五　再就職日

六　再就職先の名称

七　再就職先の業務内容

八　再就職先における地位

九　求職の承認の有無

十　防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

（防衛大臣による報告）

第八十七条の三十二　法第六十五条の十一第五項の規定による報告のうち同条第一項の規定による届出に係るものは、当該届出に係る者が離職した時点で当該届出に係る約束が効力を失つていない場合において、当該届出に係る者が離職した時に行うものとする。

（内閣の公表事項）

第八十七条の三十三　法第六十五条の十一第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出に係る氏名

二　離職時の年齢

三　離職時の官職又は階級

四　離職日

五　再就職日又は再就職予定日